

2019 年 10 月 31 日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 くさしぎ

代表者名 辻よし子



会派の（ 調査研究 ・ 研修 ） 報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 調査研究または 研修実施日	2019 年 10 月 30 日（水）
2 調査研究または 研修の場所	京丹後市黒部の居場所「ひまわり」
3 調査研究事項 または研修名	京丹後市生活困窮世帯学習支援事業について
4 参加者氏名 （ 1 名）	辻よし子
5 調査研究または 研修の概要及び 感想等	別紙のとおり



【概 要】

寄り添い支援総合サポートセンター・センター長の小谷和広氏と、学習支援員（コーディネーター）の小谷洋子氏から、事業の概要についてお話を伺った。

●子ども学習支援事業立ち上げの背景

京丹後市では、主幹産業であった丹後ちりめんの衰退等によって失業率が上がり、自殺者が増加した時期があった。そのため、個別伴走型の支援に力を入れていた（2011年度の「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センター設立等）。

その後、2013年度から「生活困窮者自立支援法」に基づく、生活困窮者自立促進モデル事業を実施するにあたり、生活保護世帯の子どもたちに対し、各世帯を担当するケースワーカーだけでは十分な支援の手が回らないという問題意識があり、まず、被保護世帯の子どもを対象に学習支援事業をスタートさせることになった。

●利用者の推移

初年度は中学生だけを対象にしたが、実際に支援を始めた中で中学生からでは子どもとの人間関係の構築が難しいことを感じ、翌年から対象を小学生にも拡大した。支援をおこなっている子どもの数および世帯数は、初年度から大きな変化はなく、おおよそ対象者（被保護世帯の小中学生）の約2割強である。

●「学習支援」に至るまで

対象者は、主にケースワーカーの情報から支援が必要だと思われる世帯を選び、保護者に事業内容を説明して申請を勧める。申請を受けた段階で、生活福祉課、子ども未来課、学校教育課、小中学校学習支援課、寄り添い支援総合サポートセンターで構成される支援調整会議（メンバーは7, 8人）に諮り、最終的な支援の是非を決定している。

ケースワーカーや学習支援員が支援をしたいと思っても、保護者に受け入れても

られない場合が少なくなく、何度も家庭訪問をして話し合うことも珍しくない。また、保護者の拒否感が強く、話し合いまでに至らないケースもある。

一方、事業の成果が上がって来た中、学校関係者等から生活保護世帯ではないが貧困問題を抱えている世帯への支援を求められることが多くなってきた。しかし、現段階では、被保護世帯に限った支援に留めている。

●「学習支援」を進める中で

学習支援員は、子どもだけを対象に活動しているわけではなく、保護者との関わりが欠かせない。その中で、金銭に関する相談などがあった場合には、担当のケースワーカーが同行することもある。

また、学習支援員は、毎週1回定期的に家庭を訪問するため、子どもの状況だけではなく、家庭が抱えているトラブルや保護者の悩みなど様々な情報を得ることができる。その情報をケースワーカーをはじめとする関係機関にこまめに伝え、常に横の連携を取りながら、多面的に家庭全体を支える体制を取っている。

●「学習支援」ではなく「生活支援」

子ども学習支援事業という事業名であるため、家庭教師のように勉強を教える事業と思われがちだが、直接的に勉強を教えることは活動全体の1、2割程度に過ぎない。むしろ、それ以前に、子どもが落ちついて学習できるような環境を整えること（ゴミ屋敷のようになっている部屋のかたづけ、ほとんど読まれていない学校からのお知らせの整理、学校への提出物、宿題の確認など）や、親子関係の構築（放任状態や不仲になっている親子関係の修復など）に、8、9割の活動を裂いている。こうした環境を整えることで、子どもが自ずから学習意欲を持つようになるケースが多い。

●学習支援員の確保

現在、学習支援をおこなっているスタッフは3名である。1名は、事業立ち上げ当初から支援員を務め、全体のコーディネートをしている非常勤嘱託職員。他の2名は有償ボランティアとして、それぞれ担当世帯を受け持って、学習支援をおこなっている。有償ボランティアについては、一人で担当できるようになるまで、しばらくの間は、嘱託員のスタッフと共に支援世帯を訪問し、活動の進め方や利用者との人間関係をつくった上で「独り立ち」している。

支援員は一般公募はせず、応募要領は内部資料として扱っている。「子どもの学習支援事業」という名称から、家庭教師をイメージして応募してくるケースが多いが、実際には、子どもへの直接的な学習指導よりも、世帯全体の生活面での支援が中心になる。また、様々な困難を抱えている家庭がほとんどであり、支援員には熱意と根気が求められるため、支援員の確保は容易ではない。

また、保護者に占める外国人の割合が高く、言葉や文化の違いから来る困難さもあり、支援の必要性は多岐に渡る。

●活動の成果

支援している世帯の状況は行きつ戻りつしながらも、子どもは確実に変化をし、その子どもの変化が保護者の意識や態度を変える大きな力になっている。学習支援をきっかけに、これまで表に出て来なかった家族の抱える困難さが明らかになり、その困難さを解決するために各方面の支援につなげる役割が果たせている。

また、子どもや保護者は、これまで自分たちの置かれた困難さを隠し、問題を一人で抱え込むことが多かったが、学習支援員とのつながりを通して、困った時には周りに助けを求めることが出来るようになり、周りからの助けを得ながら自立していく姿勢が見られるようになった。

京丹後市では、学習成績に関係なく希望すれば公立高校に進学できるため、高校進学率は100%である。しかし、中途退学率が高い。学習支援事業の対象は小中学生だが、

高校進学後もつながりを持ち、困ったことがあれば寄り添い支援総合サポートセンターに相談するような関係が構築できている。

現在、この事業で支援できている子どもの数は決して多くはないが、数値だけでは測れない成果がある。

●その他

子どもたちに学習の場を提供するのは学校であり、また、学習につまずくのある子どもに対しては、すでに教育委員会の事業として個別の支援体制が整えられている。それに対して、子どもの学習支援事業は、家庭で学習できる環境—部屋が片付き、机がある、といった物理的環境と、学習しようという意欲が持てる精神的環境、を整えることになる。この点が、教育分野ではない福祉分野で求められる支援である。そのためには、子どもに対する支援だけでは留まらず、保護者を含む世帯丸ごとの支援にならざるを得ない。

学習支援の活動は、ケースワーカーの仕事とかぶる面もあるが、ケースワーカーは、なかなか日常的に子どもと接することは出来ず、ケースワーカーが直接子どもの支援に当たることは難しい。そうした中、学習支援が入ることで、子どもを通して世帯の状況がよく分かり、また、子どもが変わることで親が変わることも多く、ケースワーカーの仕事の負担軽減にもつながっている。

<感想>

事業を立ち上げた当初から各家庭に入り、様々な苦労を重ねてこられた中心的な支援員の方にお話を伺うことができ、具体的な事業の様子が理解できた。

この支援員の方は、長く学校でもお仕事をされて来た方で、教育分野からの支援と福祉分野からの支援の違いや、また、それぞれの分野の間にある壁についても言及された。

「貧困問題を抱えている家庭の子どもも保護者も、学校の教師に助けを求めることは

稀であり、むしろ、それを隠そうとする。子どもが支援員の前で見せる表情と、そこに教師が入ったときに見せる表情が、あまりにも違い驚くことが少なくない。そうした中、多忙を極める教師が子どもの貧困の実態に気づくことは難しい。子どもが何か問題を抱えていることに気づくことはできても、実際にその子どもが置かれている家庭環境の実態を想像することはなかなかできないだろう」との趣旨のお話が印象に残った。

京丹後市でおこなわれている子どもの学習支援事業は、最も支援を必要としている子どもにピンポイントで手厚く、確実な支援をおこなっている。そこには、担当者の並々ならず努力があることを知った。生活困窮者自立支援法に基づく就労支援と同様に成果としての対象人数は限られるが、たいへん意義のある事業と言える。福祉においては、広く浅くだけではなく、誰ひとり取り残さないという理念の実践が重要であり、あきる野市の学習支援事業の在り方を考える上で、たいへん示唆に富んだお話を伺うことができた。

写真1：京丹後市 寄り添い支援総合サポートセンター



写真2：お話をうかがった「黒部の居場所ひまわり」（廃園になった保育園を利用し、地域の総合的な交流事業や福祉事業がおこなわれている）

